



平成 25 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 マブチモーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 亀井 慎二
(コード番号 6592 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 大越 博雄
(TEL. 047-710-1127)

取締役の株式報酬型ストック・オプションに関するお知らせ

マブチモーター株式会社（社長：亀井 慎二）は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの導入を、平成 25 年 3 月 28 日開催の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、平成 20 年 3 月 28 日開催の第 67 回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、その後、取締役の長期インセンティブについて検討を行ってまいりました。

今般、役員報酬体系改革の一環として、当社の業績や株価との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有する仕組みにすることで、企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とする、取締役（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入することといたします。

2. 内容

(1) 株式報酬型ストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）制度を導入し、年額 60 百万円を上限として割り当てます。

当社取締役に対する報酬の総額としましては、従来から、固定枠として月額 1 千 5 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、変動枠として各事業年度の連結純利益（利益連動取締役報酬を含まずに算定したもの）の 0.7%以内（ただし、2 億円を上限とする）、としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(2) 株式報酬型ストック・オプションの内容

①新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数は、2,500 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類は、当社普通株式 25,000 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は 10 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

②新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定した公正価格を払込金額とします。なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 20 年以内で、当社取締役会が定める期間とします。

⑤新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の細目及びその他の新株予約権の内容等については、当社取締役会において決定するものとします。

以上